

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目9番14号 ☎ (052) 681-6006 2022.8

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★

事業年度終了届（決算変更届）：建設業許可業者は、事業年度経過後4か月以内に、財務内容や工事経歴等の内容を届け出る必要があります。お客様の4分の1が3月決算で、終了届の提出期限が7月末でした。

丁度今年3月31日から財務諸表の勘定科目等が変更され、昨年4月1日以降に開始した決算期に関して作成する分、つまり今年3月末決算の事業者様からの対応になりました。

お話を伺うと、①人がいない、入ってもすぐ辞めてしまう ②材料が無い、あっても高い ③優良な下請業者がいない ④人・材料不足で工期対応が難しい どれをとっても死活問題です！ ヒト・モノ・カネ の人も物も時間も足りないわけですから。お預かりの決算書は、減収減益もあれば、反対に減収増益、増収減益、増収増益、多様でした。

【経営事項審査改正】

昨年4月1日には、ギシホ（施工管理技士補）創設により技術職員数（Z1）、上乗せ労災（W1）、建設業の経理の状況（W5）、知識及び技術の向上の取組み（W10）新設 の改正がありました。また、今年6月に公布、来年4月ではなく **1月改正予定が5項目**あります。

- ① ワークライフバランスの取組み評価
- ② 下請負人に使用される者の労働条件改善に係る取組みの審査基準と評価
- ③ 建設機械の保有状況に関する評価（加点対象になる建設機械の拡大）
- ④ 環境への配慮に関する取組みへの評価
- ⑤ 監理技術者の加点期間の改正

働き方改革も、環境への配慮も建設業も待ったなしです。

※建設業の担い手の確保・育成、災害対応力強化、そして環境への配慮を推進するために、これらに向けた建設業者の努力を適正に評価し、後押しするための改正、ということですね。

ちなみに、①のワークライフバランスは、「プラチナえるぼし」なら5点、「えるぼし」3段階目で4点、2段階目で3点、1段階目は2点。「プラチナくるみん」は4点、「くるみん」で3点、「ユースエール」は4点といった具合です。

10月から改正育休法も施行、「**男性の育休**」カッコいいと思います、ということか是非とってほしいです。みんなに自慢しちゃおう！ 牟田事務所も応援します！



★運送業★ 離れたら、ひき逃げ！！

今年に入りトラックによるひき逃げ事故、事件を耳にします。

7月に入り猛暑・豪雨と異常気象で運転者も疲れ気味です。

でも、万が一でも事故を起こしてしまった際はすぐに止まり、けが人の救助が第一優先です。そんなこと分かってるという方ばかりだと思いますが、いざ起きてしまうと人間は弱いもので、いつもと違うことから目を反らし、日常に戻ろうとする癖があります。会社が目の前だからとその場を離れてしまっはひき逃げになってしまいます。



その場で救助すれば助かる命もあります。**今一度ドライバーさんに教育の徹底**をお願いします。

相手が大了したことないから大丈夫と言ってもその場から離れてしまっはひき逃げになってしまいます。どんな事故でも事故を起こした場合には人身・物損に関わらず警察に報告する義務があります。

ひき逃げになると、、、**事業停止 7 日間**になることも

やっと出ました ～整備管理者選任後研修～



愛知では毎年半年ほどしか実施期間がなく、すぐに定員になってしまう「整備管理者選任後研修」の案内がやっと出ました。

運行管理者・整備管理者は選任されてから1年以内と、その後2年に一度研修を受ける必要があります。

運行管理者は年間を通して講習を行っていますが、整備管理者は半年間しか行っていないのですぐに定員になってしまうこともあります。しかも、今年から申込期間を設けて、申込期間より前にFAXを送っても受付されません。早めの計画をお願いします。

今年の日程

実施日	申込期間	会場
令和4年10月17日(月)	令和4年8月1日(月)～9月2日(金)	稲沢
令和4年11月1日(火)	令和4年9月5日(月)～10月7日(金)	豊田
令和4年11月11日(金)		瑞穂
令和4年12月8日(木)	令和4年10月3日(月)～11月4日(金)	稲沢
令和4年12月19日(月)		公会堂
令和4年12月22日(木)		中川

受付時間 12:00～ 研修時間 13:00～16:00 忘れそうな方は田口までご連絡下さい。

～安全運転管理者～ アルコール検査機器使用義務化 延期かな？



自家用自動車（白ナンバー）アルコール検知器を用いた酒気帯びの確認の開始日令和4年10月1日を、「当分の間」延期とするパブリックコメントを公表しました。半導体の供給不足が原因です。

「アルコール検知器使用は任意だが、対面酒気帯びチェック（点呼）と、酒気帯び確認の保存記録は義務」（令和4年4月1日施行）が継続です。

★産廃業★

～原則、元請一元化はどこまで？～



■「掘削廃棄物」の処理

梅雨明けからの連日の酷暑。今年の夏は例年以上に厳しくなるとか…。今回は、前回に引き続き夏場にご相談の多い掘削廃棄物についてお話ししたいと思います。

◆掘削廃棄物とは？

掘削工事等において発生する廃棄物の総称で、埋設廃棄物、廃棄物混じり土などのこと。土砂自体については廃棄物ではないとされています。

廃掃法の施行が昭和 46 年であり、災害廃棄物について適正処理が言われるようになったのはごく最近のこと。日本では災害時のがれき類がそのまま埋まったままという場所も少なくありません。工事敷地を掘削したら、戦時中や災害時の古いがれきがどっさり出てきてビックリ！ということは決して珍しくない話なのです。

◆掘削廃棄物の処理・管理責任は？

掘削して出てきた廃棄物の排出者は、掘削工事を行ったもの（元請業者）となります。平成 22 年の廃掃法改正で「建設系廃棄物の排出者は工事の元請とする」と規定され（第 21 条の 3 第 1 項）、排出者責任の元請一元化が明記されました。掘削廃棄物についてはこの原則とおり、掘削工事を請け負った元請業者が処理責任を負うこととなります。廃掃法に明記される以前にも、昭和 56 年通知（昭和 56 年 10 月 30 日環産第 47 号）で「掘削廃棄物の排出者は当該工事を行った者である」旨が記載されており、廃掃法制定以前からそのように取り扱われていました。なお、元請業者が運搬する行為は「自ら処理」にあたるので廃棄物処理業は不要となります。



◆原則元請責任には例外も…

掘削廃棄物の排出者は、原則として掘削工事を行った元請業者となりますが、全てのケースがこれに当てはまるわけではありません。故意に敷地へごみを埋めたものがいて、それを偶然「工事」で掘り起こしたからといって、掘り出した業者に全て処理責任がある！というのは理不尽でしょう。また、掘ってみないとどれだけ出てくるから分からない廃棄物の処理費用の全てを元請業者任せというのもおかしい話です。

廃掃法第 21 条の 3 では、「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれるとされています。これに該当すれば処理責任は元請業者となるわけですが、建設工事とは言えないような状況で出た廃棄物や、本来の排出者が別にいるのが明確なもの（上記の不法投棄や、会社処分場敷地（ゴミが出るのが明白）の掘削工事の場合など）については、本来排出者の処理責任があるとすることも可能です。また、処理責任と費用負担が必ず一致する必要はないため、発注者や土地所有者が必要経費を負担するケースもあります。実際の解体工事等では、現場から出る廃棄物の処理経費を見込んで発注者に経費請求しています。

掘削廃棄物は、原則掘削を行った者（元請工事業者）に適正処理する責任がありますが工事発注者や土地所有者も経費負担という形で責任の一端を担うケースもあり、我関せずではられません。費用負担について関係者間でしっかり協議し決める必要があります。（白木）

★その他★

民法改正の今後



私たち私人間の権利や義務の関係性をまとめた基本的な法律「民法」。

千を超える膨大な条文数を誇ることで知られ、社会情勢の変化に伴い毎年何かしらの改正があります。今年の4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたのは、皆さん記憶に新しいのではないのでしょうか？成年年齢の改正は、実は1896年の民法制定以降初！意外と歴史的な改正だったんです。

そんな私たちに身近な法律「民法」は来年以降も多くの改正・施行が予定されています。特に物権編は明治以来の大改正！相隣関係や共有の規定が改正され、財産管理制度に関する新しい条文が追加され、続々と施行となります。近年トラブルが増えている所有者不明土地問題の解消や、相続に実質的な時間制限を設けるなど相続ルールも大きく変わるため、都度ご紹介していきたいと思います。

2023年4月施行予定

○相隣関係規定の見直し

- ・隣地使用权の見直し
- ・ライフライン設備の設置・利用に関する権利の明確化
- ・越境した枝を自ら切除できる権利の創設

○共有制度の見直し

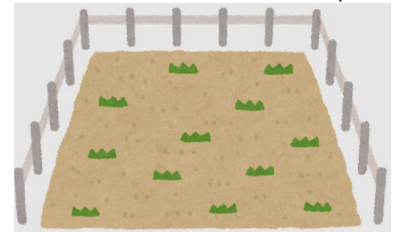
- ・共有物の変更・管理に関する規律の見直し
- ・共有関係を解消しやすくする仕組みの創設

○所有者不明土地管理制度等の創設

- ・所有者不明土地管理制度・所有者不明建物管理制度
- ・管理不全土地管理制度・管理不全建物管理制度

○相続制度の見直し

- ・長期間経過後の遺産分割の見直し
- ・遺産共有持分が含まれる共有物の分割手続の見直し
- ・相続財産の管理に関する規律の見直し
- ・相続財産の精算に関する規律の見直し



2024年4月施行予定

○相続登記の義務化

- ・相続登記の義務化（3年以内の申告）
- ・相続人申告登記の新設（3年以内の申告）
- ・登記名義人の氏名または名称、住所変更登記の義務化（2年以内の申告）

